

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年6月10日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	三和ホールディングス株式会社
証券コード	5929
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(プライム市場)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	バリュエクト・キャピタル・マネジメント・エルピー (ValueAct Capital Management, L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州ニューキャッスル郡、ウィルミントン、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	英領ヴァージン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ
氏名又は名称	バリュエクト・キャピタル・マスター・ファンド・エルピー (ValueAct Capital Master Fund, L.P.)
住所又は本店所在地	英領バーズン諸島、トルトラ島、ロード・タウン、私書箱71、クレイグ ミュール・チェンバーズ
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(英領ヴァージン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	バリュエクト・ジャパン・マスター・ファンド・エルピー (ValueAct Japan Master Fund, L.P.)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島、VG1110、トルトラ島、ロード・タウン、クレイグ ミュール、・チェンバーズ、私書箱71
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月21日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 1 提出者(大量保有者)/1 (4) 上記提出者の保有株券等の内訳 保有株券等の数 第4 提出者及び共同保有者に関する総括表 2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳 (1) 保有株券等の数

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)				16,671,171
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X	Y 16,671,171
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			16,671,171
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			0
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)			16,671,171	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S

対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 16,671,171	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			16,671,171
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			0
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

(訂正前)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	16,671,171			16,671,171
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 16,671,171	W	X	Y 16,671,171
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			16,671,171
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			16,671,171
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	16,671,171		16,671,171	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 16,671,171	W	X 16,671,171	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			16,671,171
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			16,671,171
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				